改正前	改正後	備 考
山梨県委託業務成績評定要領。  (目 的)。 第1 この要領は、山梨県が発注する建設工事等に係る調査・測量・設計・発注者支援・公物管理補助及び行政事務補助業務委託(以下「委託」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。。	(目 的) 第1 この要領は、山梨県が発注する建設工事等に係る調査・測量・設計・発注者支援・公 物管理補助及び行政事務補助業務委託(以下「委託」という。)の成績評定(以下「評 定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コ ンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。 (評定の対象)	評定要領根名称改定
第2 評定は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては評定を省略することができる。。  (評定の内容) 第3 評定は、各委託業務等の種別に応じ定められた各評価項目について行う。 第4 委託の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、業務の請負契約についての完了検査を行う者(総合評定者)及び調査を行う者(第一次評定者及び第二次評定者)とし、別表のとおりとする。。	第2 評定は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては評定を省略することができる。  (評定の内容) 第3 評定は、各委託業務等の種別に応じ定められた各評価項目について行う。  (評定者) 第4 委託の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、業務の請負契約についての完了検査を行う者(総合評定者)及び調査を行う者(第一次評定者及び第二次評定者)とし、別表のとおりとする。	
(評定の方法)。 第5 評定は、委託ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。。 2 評定の結果は、別紙第1号様式の委託業務等成績評定表(以下「評定表」という。) に記録するものとする。。 (評定の時期)。 第6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が 完了したとき、それぞれ評定するものとする。。	<ul> <li>(評定の方法)</li> <li>第5 評定は、委託ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。</li> <li>2 評定の結果は、別紙第1号様式の委託業務等成績評定表(以下「評定表」という。)に記録するものとする。</li> <li>(評定の時期)</li> <li>第6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。</li> </ul>	
(評定表の提出等)。 第7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該業務について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。。 (評定表の保管)。 第8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。。	(評定表の提出等) 第7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該業務について所轄 する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。 (評定表の保管) 第8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。	
	(目 的) # 第1 この要領は、山梨県が発注する建設工事等に係る調査・測量・設計・発注者支援・公物管理補助及び行政事務補助業務委託 (以下「委託」という。)の成績評定 (以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。# 第2 評定は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては評定を省略することができる。# 第3 評定は、各委託業務等の種別に応じ定められた各評価項目について行う。# 第4 委託の評定を行う者 (以下「評定者」という。)は、業務の請負契約についての完了検査を行う者 (総合評定者)及び調査を行う者 (第一次評定者及び第二次評定者)とし、別表のとおりとする。# 第5 評定は、委託ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。# 第 第 2 評定の結果は、別紙第1号様式の委託業務等成績評定表 (以下「評定表」という。)に記録するものとする。# 第 5 評定は、委託ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。# 第 5 評定の時期) # 第 6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。# 第 7 評定者は、評定を考とも該業務について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。# 4 4 5 5 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(日 的)。  第1 この要領は、山梨県委託業務成績評定要領。 (日 的)。 第1 この要領は、山梨県外球はする経験工事等に係る調査・測量・設計・異注音支援・公物管理機関及び行政本務機関本務の要託を設している。 (日 的)。 第1 この要領は、山梨県外球はする経験工事等に係る調査・測量・設計・異注音支援・公物管理機関及び行政本務機関を表している。 (日 的) 第1 この要領は、山梨県外球は下る建設工事等に係る調査・測量・設計・発注者支援・公物管理機関及び行政本務機関連を表し、銀正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等速度に接荷者の重正な避免及が開寄面成に対することを目的とする。 (日 か) 第2 評定は、開起して1件の契約金額が10 の万円を超える季託について行うものとする。ただし、公共工事面に能輸金額において評定を名前することができる。 (研定の対象)。 第3 評定は、各委託業務等の優別に応じ定められた各評価項目について行う。 (研定的)。 第4 単抗の形定を行う者(以下「研定者」という。)は、業務の諸負契約についての完了機量を行う者(総合評定者)及び規重を行う者(第一次評定書及び第二次評定書)とし、別数のとおりとする。 (研定の対象) 第5 新定は、季託ごと、野定者ととは独立して的確かつ公正に行うものとする。。 2 評定の情報は、別原第19様式の委託業務等が機関10年である。 (研定の情報は、別原第19様式の委託業務等が機関10年である。と12年での情報は、別原第19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が機関19様式の委託業務等が表でしたとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が表でしたとき、それぞれ評定するものとする。 (研定の機制) 第6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が表でしたとき、それぞれ評定するものとする。 (研定の機制) 第6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が表でしたとき、それぞれ評定するものとする。 (評定の機制) 第7 評定者は、評定をおこなったときは、選擇なく、評定表等を当該業務をかえてしたとき、それぞれ評定するものとする。 (評定の機能制) 第6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が表でしたとき、それぞれ評定するものとする。 (評定の機能制) 第7 評定者は接着を実施したとき、第一次評定者を当該業務について所轄する所属 (以下「解釋所異」という。)の表に提出するものとする。 (評定の機能制) 第6 総合評定者は検査を実施したとき、第一次評定者を当該業務について所轄する所属 (以下「解釋所異」という。)の表に提出するものとする。 (評定の機能制) 第6 総合評を表に対して対しまれて対しまれて対しまれて対しまれて対しまれて対しまれて対しまれて対し

委託業務成績評定要領	R5.4改定	新旧対照表
女们不勿然识而之女识	110.70	かいログンバンス

	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		│
委託業務成績       該当項目       要例	評定 要領 R5.4改定 新旧対照表   改 正 前     第9 所轄所属の長は、評定表の決談終了後、選添なく当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を別紙第2号様式に記載のある別表について、土木関係の考査基準を用いた調査・測量・設計の業務にあっては別表の、発注者支援・公物管理補助及び行政事務補助の影響にの影響を関係でした。   第10 所轄所属の長は、第9条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。。   2 所轄所属の長は、前項の修正が行われたときは、遅延なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。。   第11 第9条又は第1 0条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して1 4日(「休日」を含む。以内に、書面により通知を行った所轄所属の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。。   2 所轄所属の長は、前項による説明を求められたときは、別紙第3号様式により回答するものとする。。   第12 第 11条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して1 4日(「休日」を含む。以内に、別帳第 4号様式により所轄所属の長に対して、再説明を求めるとができる。。   2 所轄所属の長は、前項による再説明を求められたときは、当該事業所管所属に設けられた「委託業務等成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。。   3 前項の「委託業務等成績評定評価委員会」は、工事成績評定評価委員会」と兼ねるものとする。。   4 「山梨県建設工事成績通知実施署領」の「山梨県建設工事成績評定評価委員会設置規則(第)」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えるものとする。。   6 明 明 明 明 1 日から施行する。。   7 明 明 1 日から施行する。。   8 日 1 日から施行する。。   9 日 1 日から施行する。。   1 日 1 日から施行する。。   1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	適用しない。       附 則       1. この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。       2. この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。	備 考 適用除外の追加 改定年月日の追加

<u> </u>	<u> 干疋安</u>	<b>限 K3.4</b> C	ル	籾Ⅱ	区区	只衣																
該当項目				改	正	前								Ī	汝	正	後				備考	· ·
要領 第1号様式																						
-1-(1)	第1号權:	武-1-①						土才	関係①	7 I	第1号様3	式-1-	<b>-</b> ⊕						土オ	<b>大関係①</b>	元号のみ改定	
' '	30 - 3 100		委	託業務	成績	評 定 表				í l				委言	壬業 務	成績	評 定 表				70 7 07 07 0X AC	
						-t-rit-rich		平成 年	月 日								事務所名		令和 年	月日		
	委託業務	AN &				事務所名					委託業務	等名					7-13//1-H					
	契約金					最終:平				-	契 約 金	類	当初:¥				最終: ¥					
	履行期		14 月 日	~ 平成	年月日		年 月 日~	平成 年	5月日	1	履行期	間	当初:令和 年	月日~	~令和 年	月日	最終:令和 6	年 月 日~	~ 令和 年	1月日		
			平成							1		年			年 月							
	完 了 4	検 査 年 月	平成	年 月	Н					1	-		E 年 月 日	令和	年 月	B						
	契 約 相	手方住所氏。											7 住所氏名									
	<b>※ 押</b> 3	技術者氏:								1			<b>有 氏 名</b>									
		技術者氏	_							1			支術者氏名									
		任技術者氏								1												
	担 当 技	術者氏名(	)								担 当 技	術	者氏名①									
	担 当 技	術者氏名(	)								担 当 技	術	者 氏 名 ②									
	担 当 技	術者氏名(	D										者 氏 名 ③									
		平定者所属・氏:											者所属・氏名									
		平定者所属・氏:	_										者所属·氏名									
	総合評	定者所属・氏:	-	_	_		31	技術者評定			総合計	正 有	所 属·氏 名		_	_		<b>‡</b>	<b>技術者程定</b>			
		評価項目			評定者	業務評定 (注1)	管理技術者 業務主任技 術者	担当技術者	原査 技術者			評価	項目	評定者	第二次 評定者 評定点		業務評定 (注1)	管理技術者 業務主任技 術者	担当技術者	照査 技術者		
		提案力、改善力		_	_				_	1		技	提案力、改善力		_	_				_		
		業務執行技術力							_			#	業務執行技術力							_		
	専門技術力			_	_					1	専門技術力	AND LAND			_	_				_		
		の配慮 (注2) 詳細設		_	_				_	1		の配慮 (注2)	<u>(4)</u>		_	_						
		그자 把握能力(注 2		_	_			_	_	1		크지ト	ト 把握能力(注2)		_	_			_	_		
		工程管理能力		_	_			_	_				工程管理能力		_	_			_			
	管理技術力	品質管理能力		_	_			_			管理技術力	_	品質管理能力		_	_			_			
	コミュニケーション	迅速性, 弾力性, 調整能 説明力, 協調性	カ	_	_			_			コミュニケーション		性,弾力性,調整能力 力,協調性		_	_			_			
	カ	プレゼンターション カ		_							カ		シテーション 力		_							
	取組姿勢	責任感,積極性。倫理報			_				_				感,積極性,倫理観			_				_		
	成	果品の品質		_									の品質							$\sqcup$		
	①小計 (注3	3)									①小計(注3											
		上に係る過失に伴う滅点			_						②業務遂行」		る過失に伴う減点	_	_							
	③事故等によ			_	_								・ 野賠償による減点		H							
	① 収疵修補 X ⑤ その他 (	ズは損害賠償による減点								-	⑤その他 (		)	_	_	_						
		-0+2+3+4+5		+=						1			0+3+4+5	_	_	_						
		平価項目の評定点は、	小数第二位	を四捨五	人して表示	· ドしている。				1			目の評定点は、小数					-	•			
		値工時への配慮」及び 小計は、少数第一位を				のみ評定の対象とす	÷ō.						への配慮」及び「コス 、少数第一位を四捨				み評定の対象とす	్ త				

委託業務成績	计化多	till K3.4以			<u>「照衣</u>		ı		_	Z II	後		عدا	<del></del>
該当項目			改正前						강	備	考			
要領														
第1号様式	Mr = ELIM	4				1.10016								
-1-(2)	第1号標:	式-1-②				土木関係②	第1号様	式-1-②				土木関係②	元号のみ改定	
			委託	業務成	績 評 定	? 表 平成 年 月 日		3	委 託 業	務等」	龙 績 評	定表 令和 年 月 日		
				事務所名						事務所名		77		
	委託業務	等 名					委託業者	務 等 名						
	1	金 额当初:¥			最終:		契 約	金 額 当初:¥			最終:	¥		
		期 間当初:平成 年 月				平成 年 月 日~平成 年 月 日		期 間当初:令和 年 月				合和 年 月 日~合和 年 月 日		
	完了	年 月 日 検 査 年 月 日		Я F					合和 年					
		手方 住所 氏名		71	•			検査 年 月 日手方 住所 氏名	令和 年	Я :				
	30 00 10						5K #3 1B	7 J E M L 4						
	管 理	技 術 者 氏 名 (注1)					管 理	技 術 者 氏 名 (注1)						
	照 査	技 術 者 氏 名			(	照査技術者の評定はなし)	照査	技術者氏名				(照査技術者の評定はなし)		
	担当	技術者氏名					担 当	技 術 者 氏 名						
		(注1)						(注1)						
	第一次	評定者 所属・氏名					第一次	評定者 所属・氏名						
	第二次	罕定者 所属・氏名					第二次	評定者 所属・氏名						
	総合評	定者 所属・氏名					総合評	定者 所属・氏名						
	評価項	第一次 第二次 総合 業務評定 評定者 評定者 評定者 智速技術者評定 担当技術者評定 評定点 評定点 評定点		管理技術者評定・担当技術者評定	評価項	<b>E</b>	第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	総合 評定者 評定点	業務評定 管理技術者評定・担当技術者評定 (注2)				
		目的と内容の理解		-	-			目的と内容の理解		-	-			
	専門技術力	的確な履行		-	-		専門技術力	的確な履行		-	-			
		業務目的の達成度		-				業務目的の達成度		-				
		業務実施体制の的確性		-				業務実施体制の的確性		-				
	管理技術力	打ち合わせの理解度		_	-		管理技術力	打ち合わせの理解度		-	-			
		指揮系統の迅速性、確実性		-	-			指揮系統の迅速性、確実性		-	-			
	取組姿勢	責任感、積極性		-	-		取組姿勢	責任感、積極性		-	-			
	①小計(注3	)		-			①小計(注:	3)		-				
	②業務執行	に係る過失に伴う減点	-		-		②業務執行	<b>庁に係る過失に伴う滅点</b>	-					
	③事故等に	よる滅点	-	-	-		③事故等に	よる減点	-	-	-			
	④瑕疵修補	又は損害賠償による減点	-	_	-		④瑕疵修補	#又は損害賠償による減点	-	-	-			
	⑤その他	( )	-	-	-		⑤その他	( )	-	-	-			
	総合評定点	=()+()+()+()+()	-	-	-		総合評定点	ā=⊕+②+③+④+⑤	-	-	-			
	注)1. 1 2. 4 3. 0	増技術者及び担当技術者が 野価項目の「業務評定」「₹ 別小計は、小数第一位を四格3	- 懐教名配置さ 管理技術者別 五入し整教と	がれている場 P定」「担当 ける。	合は、全で記せ技術者評定」	載する。 は、小教第二位を四捨玉入して表示している。	注)1. f 2. a 3. (	管理技術者及び担当技術者が 各評価項目の「業務評定」「『 ①小計は、小数第一位を四輪』	・ 蒙蒙名配置さ 管理技術を 五入し整数と	れている場合では、「担当でする。	合は、全て配 技術者評定」	載する。 は、小数第二位を四拾五入して表示している。		

	評定安領   R5.4以定   新旧対照表	<b>步 天 後</b>	<u></u> ж <del>х</del>
該当項目	改正前	改 正 後	備 考
要領 第2号様式	第2号様式→   ○○○○第 号→   平成 年 月 日→   契約の相手方→   所在地→   商号又は名称→   代表者氏名 殿→	「第2号様式』 〇〇〇第 号』 契約の相手方。 所在地。 商号又は名称。 代表者氏名 殿』	元号のみ改定
	*	*	
	委託業務成績評定通知書。	委託業務成績評定通知書。	
	記。 1 委託業務名 ○ ○ ○ 業務。 2 履行期間 平成 ○年 ○月 ○日~平成 ○年 ○月 ○日。 3 完成検査年月日 平成 ○年 ○月 ○日。 4 成績評定 ○点または「別表のとおり」(土木関係のみ別表を添付)。	記 記 記 記 ·	
	5 手続き等の問い合わせ先。 (事務所の例)	5 手続き等の問い合わせ先。 (事務所の例)	

文 10 木 10 70 1英			'# <del>+</del>
該当項目	改正前	改正後	備考
要領 第3号様式	第3号様式+	第3号様式が	元号のみ改定
	○○○第 号。 平成 年 月 日。 契約の相手方。 所在地。 商号又は名称。 代表者氏名 殷。	#3 5 体表で   (本)	
	○ 課 長型 印刷 会託業務成績評定に係る説明書(回答)型 委託業務成績評定に係る説明書(回答)型 である エルカ かんか オルカ かんか オルカ でんしょ ご で 中で じゅうして エモロル		
	平成 年 月 <u>日付けで</u> 貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。。 本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。。 なお、再説明は {各執行所属名} に設けられた委託業務成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。。 疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。。。 また、再説明を求める場合は書面により通知者宛へ、手続き等についての問い合わせ先は下記へお願いします。。	おり回答します。。本 本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を 受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、再説明を求めるこ とができます。よ なお、再説明は {各執行所属名} に設けられた委託業務成績評定評価委員会の審議を経 た上で行います。よ 疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。よ また、再説明を求める場合は書面により通知者宛へ、手続き等についての問い合わせ先 は下記へお願いします。よ	
	記。 1 委託業務名	記。 1 委託業務名	

	改正前	改 正 後	備考
要領第4号様式	第4号様式。	改 正 後  第4号様式・ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	備考元号のみ改定
	با با با	41 41 41	

該当項目 改 正 後 考 運用 山梨県委託業務成績評定要領の運用(建築設計・用地等補償) 名称改定 山梨県委託業務成績評定要領の運用 1. 目的 本運用は、「山梨県委託業務成績評定要領」に関する運用を定めるものとする。 1. 目的。 本運用は、「山梨県委託業務成績評定要領」に関する運用を定めるものとする。 2. 評定の内容 評定の内容は下表に示す業務内容に対応した考査基準によるものとする。 2. 評定の内容。 考查基準 業務内容 評定の内容は下表に示す業務内容に対応した考査基準によるものとする。 土木関係 地質調查、単純調查等業務、測量作業、 考查基準。 業務内容。 (調査・測量・土木設計) 土木事業に関する調査業務、計画業務、 土木設計業務等 土木関係。 地質調査、単純調査等業務、測量作業、。 (調査・測量・土木設計)。 土木事業に関する調査業務、計画業務、、 土木関係 現場技術業務、品質検査業務、河川巡視支援業 土木設計業務等。 (発注者支援・公物管理補助・行政 務、河川許認可審査支援業務、水文観測所点検支 事務補助) 援業務、道路許認可審查・適正化指導業務、調查計 土木関係。 現場技術業務、品質検査業務、河川巡視支援業 画資料作成業務、積算技術業務、技術審査業務等 (発注者支援·公物管理補助·行政 格、河川許認可審査支援業務、水文観測所点検支 党繕関係 建築設計、構造設計、設備設計、 事務補助)。 援業務、道路許認可審查·施正化指導業務、調查計 (建築設計・電気設備・機械設備) 建築に係わる設計意図伝達業務及び積算業務等 画资料作成業務、積算技術業務、技術審査業務等. 設計図書作成業務(改修図作成業務を含む。) 営繕関係。 建築設計、構造設計、設備設計、。 (建築設計・電気設備・機械設備)。 建築に係わる設計意図伝達業務及び積算業務等。 3. 評定の方法 設計図書作成業務(改修図作成業務を含む。)。 (1)評定は委託業務ごとに独立して行う。 (2)同一区分の評定者が二人以上いる場合については、評定に用いる考査基準により、下表に示す方法に 3. 評定の方法。 より評定する。 (1)評定は委託業務ごとに独立して行う。。 考査(業務)内容 評定の方法 (2)同一区分の評定者が二人以上いる場合については、評定に用いる考査基準により下表に示す方法に 土木関係 評定者が協議して評定する。 より評定する。。 営繕関係 それぞれの評定者が担当した分野ごとに評定する。また、各 考査(業務)内容。 評定の方法。 分野の評定者の内訳書を作成し、評定表に添付する。ただし、 総合評定者については、総括検査職員(検査の結果を総括す 土木関係。 評定者が協議して評定する。。 る職員)の別を明示すること。 営繕関係。 それぞれの評定者が担当した分野ごとに評定する。また、各 分野の評定者の内訳書を作成し、評定表に添付する。ただし、 4. 業務内容が複数の業務にまたがる場合の取扱い 総合評定者については、総括検査職員(検査の結果を総括す 対象業務内容が「土木関係」と「営繕関係」の複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金 る職員)の別を明示すること。 額を勘案し、原則として主たる業務の考査基準により評定する。 5.適用除外を追加 4. 業務内容が複数の業務にまたがる場合の取扱い。 5. この運用は、山梨県委託業務成績評定要領第2に揚げる委託業務については、適用しない。 対象業務内容が「土木関係」と「営繕関係」の複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金 額を勘案し、原則として主たる業務の考査基準により評定する。。 附則の追加 (1) この運用は平成18年10月1日から適用する。 (2) この運用は平成19年 4月1日から適用する。 附則。 (3) この運用は平成23年 4月1日から適用する。 (1) この運用は平成18年10月1日から適用する。 (4) この運用は令和 5年 4月1日から適用する。 (2) この運用は平成19年 4月1日から適用する。 (3) この運用は平成23年 4月1日から適用する。

		改正前	Ī				改	正後			備 考
用 査基準 営繕関係)	<ul> <li>第一次評定者評定点は、総合の総計とし、小数第二位を四封評定点の合計0.8とする。</li> <li>第一次・二次評定者の評定が率を乗じて得た点の総計とし、第二次評定者評定点0.3、</li> </ul>	舍五入する。なお、 気は、第二次評定者 小数第一位を四捨3	比率は、総合評定 評定点及び第一次 五入して整数にす	三点0.2、各分野 評定者評定点に比	の総計 評定点 ⑤ 第一 率を乗	とし、小 の合計 0 吹・二次 じて得た	数第二位を四捨五 . 8とする。 評定者の評定点は	正入する。なお、 は、第二次評定者 数第一位を四捨	比率は、総合評定 評定点及び第一次 五入して整数にす	<ul><li>ご率を乗じて得た点</li><li>ご点 0 . 2 、各分野</li><li>な評定者評定点に比</li><li>る。なお、比率は、</li></ul>	
	3. 総合評定者の評点 総合評定者の評点の作成手順は ① 総合評定者は、採点表の③編 評定点を作成する。 ② 総合評定者の評定点は、各分 数第一位を四捨五入して整数 計が1.0になるように業務!	総合評定者用(各分) 分野評定点に各分野、 こする。なお、各分	野)を用いて、総 比率を乗じて得た 野比率は、表-1	<b>に点の総計とし、小</b>	① 総合i 評定点: ② 総合i 数第一	者の評別 評定者は を作成す 評定者の 立を四捨	る。 評定点は、各分野	<ul><li>評定者用(各分野)</li><li>評定点に各分野</li><li>する。なお、各分</li></ul>	野)を用いて、総 比率を乗じて得た 野比率は、表-1	会合評定者の各分野 - 点の総計とし、小 - を参考として、合	
	4.総合評定点 総合評定点の作成手順は、次に ① 総合評定点は、第一次・二次 て得た点の総計とし、小数第一 二次評定者の評定点0.6、第 ② 当該業務遂行中に受注者に 措置を行った場合には、当該等 点まで減点することができる。	大評定者の評定点及: 一位を四捨五入して 総合評定者の評定点 足因する事故等が発 養務の総合評定点に	整数にする。なお 0.4とする。 生し、当該業務に	、比率は、第一次・関し指名停止等の	① 総合i て得た, 二次評 ② 当該 措置をi	点の作品 評定点は 点の総計 定者の評 業務遂行	とし、小数第一位 定点 0.6、総合 f中に受注者に起	定者の評定点及 を四捨五入して 合評定者の評定点 因する事故等が発 成式-2の事故等	整数にする。なお 0.4とする。 6生し、当該業務に による減点を、ま	学定点に比率を乗じ、比率は、第一次・ 、比率は、第一次・ に関し指名停止等の ミー2を参考として	
	表-2 受託者に起因	]する事故等が発生し	した場合の減点基	準		表-2	受託者に起因す	る事故等が発生		1	
	区 分 口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ	指名停止が1	区	分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ 月まで	指名停止が 1 ヶ月を超える	
		+	月まで -10点	ヶ月を超える       -15点	考	査 点	-3点	-5点	-10点	-15点	

委託業務成績評定要領 R5.4改定 新旧対照表 該当項目 正 改 正 後 考 運用 考查基準 (営繕関係) 【適応事例】 【適応事例】 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。 ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開し ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開し た。 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に 違反する事実が判明した。 違反する事実が判明した。 一括再委託、請負を行った。 一括再委託、請負を行った。 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。 ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係 ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係 者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 その他(理由: その他(理由: ③ 成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記され ③ 成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記さ た手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、第1号様式-2におい 様式名の追加説明 れた手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評 て、瑕疵修補及び損害賠償による減点を、表-3を参考として-20点まで減点するこ 定点に対して表-3を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここ とができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補 でいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点 をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実 が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。(第 施するものとする。(第二次評定者) 二次評定者) 表-3 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準 故意又は重大な過失 瑕疵修補又は損害 区 分 により瑕疵修補又は 表-3 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準 賠償の実施 損害賠償の実施 故意又は重大な過失によ 瑕疵修補又は損害賠償 区 分 り瑕疵修補又は損害賠償 考查点 -10点 -20点 の実施 の実施 総合評価落札方式における減点 考 査 点 -10点 -20点 総合評価で求めた実施方針等について、実施方針の内容を満たすことができなかった 総合評価落札方式における減 場合は、「受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準」の口頭注意における減 点の追加 点項目で、評価項目ごとに3点減ずる。